

News Letter Vol.1

～医療機関の勤務環境改善に役立つ情報をお届けします～

令和5年1月12日発行

宿日直許可取得のポイント

令和6年(2024年)4月からスタートする医師の時間外労働上限規制に向けて、宿日直許可の点検や取得に向けた準備はできていますか。

宿日直許可を得た場合には、その許可の範囲内で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。医師の時間外労働上限規制においては、宿日直許可を得た場合、①労働時間としてカウントされないこと、②勤務と勤務の間の休息时间(勤務間インターバル)との関係で、宿日直許可を受けた宿日直(9時間以上連続したもの)については、休息时间として取り扱えることから、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係、さらには他の医療機関からの派遣医師の受入においても重要な要素となります。

宿日直許可の基準は次のとおりです。

- ✎ 通常の勤務時間から完全に解放された後のもの
- ✎ 宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務以外には、特殊な措置を必要としない軽度または短時間の業務に限ること
- ✎ 宿直の場合は、十分な睡眠がとりうること
- ✎ 原則、宿直勤務は週1回、日直勤務は月1回以内であること
- ✎ 宿日直手当は、同種の労働者の一日平均の1/3以上であること

既に宿日直許可を取得されている場合は、上記の基準を改めて確認いただくとともに、許可内容と現状の業務内容を比較して検証することが重要です。なお、内容が合致していない場合は、再取得を検討する必要があります。

また、**宿日直許可は、診療科、職種、時間を限定して取得することも可能**です。宿日直中の業務内容を正確に把握し、労働が発生しない時間帯を精査することで、許可取得に繋がった事例もあります。まずは、院内で医師の宿直時間帯の業務内容を正確に把握し、管理出来る体制作りがポイントとなります。

県内医療機関の許可事例

県内の医療機関の許可事例をご紹介します！



長野県医療勤務環境改善支援センター
中村 光子 医療労務管理アドバイザー

【病院の概況】

病床数：300床程度 2次救急指定病院

【許可の概要】

患者数が減る時間帯（22時から翌日の8時まで）を指定し、宿直許可を取得

【申請に向けての準備とポイント】

- ・日直は患者数が多いことから、宿直のみに絞った許可申請を検討した。
- ・宿直時間帯の実態を把握するにあたって、時間ごとの来院患者数やその診療内容について分析を行った。
- ・分析の結果、夕食後の時間帯から比較的医師の対応が減り、ある程度睡眠が確保出来ていると判断できる状況から、時間帯を指定して申請することを労働基準監督署に相談した。
- ・9時間以上の連続した勤務間インターバルが確保できる宿直の時間帯を指定して申請を行い、実地調査を経て許可に至った。

宿日直許可に関するご相談は“勤改センター”へ

現状の宿日直業務の内容で許可が下りるか分からない、申請書類が分からない、業務実態が把握出来ていないなど、宿日直許可の取得にあたってお困りなことがございましたら、長野県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）へお気軽にご相談ください。

専門アドバイザー（社会保険労務士等）が、無料でご相談に応じ、支援いたします。



長野県医療勤務環境改善支援センター（医師・看護人材確保対策課内）

医療労務相談窓口 TEL:026-229-5153

医業経営相談窓口 TEL:026-235-7144

詳しくは長野県ホームページ
「長野県勤改センター」のページを
ご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/doctor/iryo/kinmukankyo_shien.html

長野県 勤改センター 検索

